

資料2 これまでの経緯－県立高等学校の適正規模－

佐賀県立高等学校再編整備審議会からの答申「生徒減少期における佐賀県立高等学校の再編整備について」（平成14年2月）では県立高等学校の規模について次のように示している。

1 再編整備の必要性

近年の生徒減少に対して、本県においては、38校の県立高等学校を維持しながら学級減での対応がなされてきたが、今後の長期的で大幅な生徒減少期にあっては、従来の対応では、各学校の小規模化が更に進むことが見込まれる。

学校の小規模化が進めば、諸活動において生徒が切磋琢磨するといった集団活動の基盤を弱くしたり、多様な教育課程を編成することが困難となるなど、学校教育活動を行う上において、様々な課題が生じてくることが考えられる。

一方、国際化、情報化などの社会の変化や、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等の多様化に対応し、長期的な展望に立った特色ある学校づくりを推進し、生徒が多様な選択ができるよう教育の質的充実を図ることが、これまで以上に求められている状況にある。

こうしたことから、本審議会においては、長期的・全県的な視野に立って、統合等により学校規模の適正化を図ることを検討するとともに、高等学校教育の質的充実を図る観点から、中高一貫教育や総合学科などの新しいタイプの学校を含めた県立高等学校の適正配置等について検討する必要があると考える。

また、高等学校の通学区域の設定については、国の法改正により、各都道府県教育委員会の判断に委ねられることとなった。このことについても、県立高等学校の再編整備との関わりがあるとの認識に立ち、諮問事項に明記されていないが、この審議会ですべて併せて検討する必要があると考えるものである。

なお、再編整備の検討を行うに当たっては、生徒減少がほぼ落ち着きをみる10年後の平成23年度を1つの目安として検討することが適当であると考えます。

2 県立高等学校の適正規模と再編基準

(1) 県立高等学校の適正規模

県立高等学校の適正規模については、国における明確な基準はなく、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第4条によると、「都道府県は……その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。……」とされている。

今後、生徒減少期における県立高等学校の再編整備について検討を行うに当たっては、その前提となる適正規模について定めておく必要がある。

このため、県内外の高等学校の視察や県外の教育事情の調査を行うとともに、中学生や高校生、及びその保護者などへのアンケート調査を実施するなどして、本県における県立高等学校の望ましい規模について検討した結果、次のような結論を得た。

本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、現行の募集定員による学級数で、1学年4学級から8学級（160人～320人）とする。

ただし、この適正規模については、あくまで、望ましい規模であって、これ以外は認められないというものではないが、県立高等学校全日制課程においては、長期的には適正規模を目指す必要があると考える。

なお、平成13年2月現在の国立教育政策研究所の資料によると、全国では37都道府県において高等学校の適正規模が示されており、適正規模を1学年「4～8学級」とするのが22道県であり最も多く、次いで「6～8学級」とするのが8府県である。

この答申を受け、県教育委員会では、「佐賀県立高等学校再編整備第一次実施計画」（平成14年10月）において、県立高等学校全日制課程の適正規模について、次のように示したところである。

本県の県立高等学校全日制課程の適正規模は、多様な教育課程の編成、学校行事や生徒会の運営、部活動の活性化など、学校教育活動の活力を維持する観点から、1学年160人から320人、学級数では4学級から8学級とします。

その後、この第一次実施計画に対して、地域や関係者から様々な意見や要望が出されたことを受けて、県教育委員会において議論を重ね、慎重に検討を行って、平成17年2月に「県立高等学校再編整備第一次実施計画における専門高校等の再編計画」を公表した。

この計画において、3学級規模の専門高校については、次のように示した。このことから、実質的に3学級規模の県立高校の存続が可能となった。

- 望ましい規模である1学年4学級規模と比べると、3学級規模には教員数や生徒数の少なさなどによる様々な課題がある。
- しかしながら、3学級規模を、当面、維持できる見込みの学校であって、生徒・保護者のニーズを踏まえながら、取組を重点化するなどの工夫により、その学校目標については、適正規模の学校と概ね同等の教育効果が期待される場合については、単独校としての存続を含めて検討するものとする。